

第3次総合推進指針に関する進行管理調書

(令和2年度実績報告)

第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針進行管理調査表

○主な人権課題の方向性に沿った進行管理										
主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R2事業実施目標	R2事業実施実績	R2歳出予算額(千円)	R2歳出決算額(千円)	所管課評価	R2実施効果・課題	所管課
3-1 女性の権利	①講座・研修の内容を充実し、男女共同参画社会の意義を普及させます。NP〇等による市民への啓発や各種の活動への取り組みを支援します。	1	男女共同参画に関する講座等	男女共同参画センター講座や事業の実施 (年間10講座・事業程度)	男女共同参画センター事業として、男女共同参画啓発講座、健康講座等9講座・事業を実施した(前年度14講座実施)。	964	282	B	・男女共同参画の視点からの子育て支援や健康増進、父親の家事・育児参加促進等、様々な種類の講座を通して、意識啓発を行うことができた。 ・新型コロナウイルス感染症拡大のため、実施事業数は減ってしまったが、定例で実施している事業も含め子育て世帯向けの講座等、申込者数が定員を上回る講座も多数あった。魅力ある講座テーマの選定、申し込みにつながるような周知、広報活動の方法について、更なる検討が必要である。	人権・男女共生課
		2	特集記事等による広報啓発	広報における特集や主要記事の掲載	広報あしや ・6月号 男女共同参画週間 ・11月号 女性に対する暴力をなくす運動、女性支援のためのチャリティバザーの開催 ・3月号 国際女性デー記念事業、ウィザスあしやBOOK WEEK2021開催	0	0	B	・読みやすい書き方や、イラストや写真等を取り入れた見やすい内容を心がけ、男女共同参画について知ってもらえるきっかけづくりができた。 ・掲載数を増やすことだけでなく、より周知すべき内容などを厳選して掲載し、啓発につなげる必要がある。	人権・男女共生課
		3	啓発パンフレット等の発行・配布	センター通信や若年層への啓発のためのデートDVに関するチラシなど、啓発パンフレット等を発行・配布	・センター通信「ウィザス」を年4回発行し、市内の公共施設などへ配架した。(各回約3000部発行) ・11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、市内全高校3年生(約1,200人)にAV出演強要・JKビジネス等防止の啓発チラシ及びデートDV等の特集テーマとしたセンター通信「ウィザス」を配布した。 ・啓発漫画を掲載した条例啓発パンフレット(概要版)を男女共同参画センターで配架し、ホームページ上に「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の新規ページを作成し、デートDVや若年層の性暴力被害などに関する啓発を行った。	202	208	B	・市内高校3年生や講座・事業の参加者に、センター通信、デートDVに関する啓発チラシや条例啓発パンフレット(概要版)を配布することで、多くの若年層にデートDV防止への理解を促すことができた。 ・課題として、デートDVだけではなく、男女共同参画に関するテーマでチラシや啓発パンフレットを作成する必要がある。	人権・男女共生課
		4	男女共同参画推進条例趣旨の啓発	・講座・事業実施時にアンケートに、条例の認知度についての項目を入れるとともに条例啓発パンフレット(概要版)を配付する。 ・市立新中学1年生全生徒に条例啓発パンフレット(概要版)を配布する。	・講座・事業実施時のアンケートに、条例認知度についての項目は入れていたが、条例啓発パンフレット(概要版)の配布は出来なかった。 ・市立新中学1年生全生徒に条例啓発パンフレット(概要版)を配布した。 ・成人式で条例啓発パンフレット(概要版)を配布した。	0	0	B	・例年週間記念事業で条例啓発パンフレット(概要版)を配布していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止により参加者募集を行わない事業に変更したため、配布及び職員による説明はできなかった。市内の中学生や成人式にて条例啓発パンフレット(概要版)を配布し、条例について知っていただくきっかけとなった。	人権・男女共生課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R2事業実施目標	R2事業実施実績	R2歳出予算額(千円)	R2歳出決算額(千円)	所管課評価	R2実施効果・課題	所管課
②男女を通じた労働環境の改善, 子育てや介護を支える環境整備の推進などを通じ, ワーク・ライフ・バランスを推進し, 女性の社会参加を促進します。		5	広報紙等による啓発と情報提供	広報あしや・センター通信等を利用した啓発	センター通信「ウィザス」において, 女性を取り巻く雇用環境や, コロナ禍における家事・育児負担の増大についてなど, 男女共同参画の視点から問題を分析し, 解消すべき課題について情報を提供し, 啓発を行った。	193	186	B	・センター通信において, 幅広いテーマで, ワーク・ライフ・バランスや女性の社会参加について分析・掲載することで, 周知・啓発につながった。センター通信の認知度が低いいため, 配布先や配架・周知方法等の検討が必要である。	人権・男女共生課
		6	病児・病後児保育	今後も引き続き周知に努めるとともに, 令和3年度より精道こども園にて実施する新規事業の準備を進める。	病児保育利用者数: 111人(市立芦屋病院) 精道こども園で実施する病児保育は予定通り令和3年度より実施。	18,948	16,391	B	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和2年度の利用者数は減少となったが, 111人の利用があった。コロナ禍ではあるが, 今後も新型コロナウイルス対策を徹底し, 保護者が安心して預けられる病児保育環境を整える。また利用者促進を促すため引き続き周知にも努める。	子育て推進課 (子育て施設担当)
		7	留守家庭児童会	小学校8校(17学級)で実施(通年) ・平日(月～金)放課後 ・土曜日 午前8時から午後5時 ・学校の長期休業日等 午前8時から午後5時 ・宮川小学校, 山手小学校, 岩園小学校, 浜風小学校の9学級の運営を民間事業者に委託して運営する。 ・朝日ヶ丘小学校やまのこ学級は4月から1学級増設し, 2学級運営開始する。 ・宮川小学校なかよし学級及び, 山手小学校わんぱく学級を7月からそれぞれ1学級増設する。	・15学級は通年, 7月より宮川小学校なかよし学級と山手小学校わんぱく学級を1学級ずつ増設し, 17学級で実施できた。 ・9学級で委託を継続できた。 ・4月より, 空き教室に朝日ヶ丘小学校やまのこ学級つぼみを増設した。	257,764	279,052	B	・学級数を増やしたことで, 待機児童を出さずに運営できた。但し, 校区内ではあるものの, 幼稚園を間借りし, 移動を伴う形であったため, 学校内での学童保育の実施について引き続き検討する。 ・一部学級を委託して2年目となったが, 事業者がノウハウを蓄積してきたこと等により, 運営内容に更なる向上があった。	青少年育成課
		8	ノー残業デーの実施 WLB休暇の計画的取得の促進啓発	・PC一斉シャットダウンによるノー残業デーの徹底 ・平日午後8時に音楽を流す ・時間外勤務縮減の対策を実施 ・WLB休暇及び年次休暇5日の計画的取得の促進・啓発	・ノー残業デーに庁内パソコン一斉シャットダウンを実施し定時退庁を促進した。 ・特定事業主行動計画(後期行動計画)を策定し, 定期的に庁内掲示板に内容と目標を掲載して休暇取得の促進を図った。	0	0	B	・職員(市長部局の正規職員及び再任用職員のみ(短時間勤務の再任用除く))の年次有給休暇の平均取得日数12.28日 昨年度の12.40日から僅かながら減少している。引き続き, 庁内掲示板等で休暇取得の促進に努める必要がある。 ・年次休暇の取得日数が5日以上の方の割合97%(市長部局の正規職員及び再任用職員のみ(短時間勤務の再任用除く)) 主に部課長級の職員が5日未満の取得となっている。引き続き, 庁内掲示板等で休暇取得の促進に努める必要がある。 ・時間外勤務360時間超の職員数96人(教委・水道・芦屋病院含む) 昨年度の142人から減少している。引き続き, ノー残業デーのPC一斉シャットダウン等を実施し, 定時退庁の徹底に努める必要がある。	人事課
		9	育児休業・介護休業制度について市職員への普及促進	・職員ハンドブックや掲示板を活用し, 全職員に制度の周知を図る。 ・ワーク・ライフ・バランス通信を発行し, 制度について全職員への啓発に努める。 ・男性職員の出産補助休暇と育児参加休暇の取得者増加を目指す。 ・女性職員の育児休業取得率100%の維持に努める。	・電子会議室に育児休業取得にかかる必要な手続について案内し, 取得の促進を図った。 ・男性職員の出産補助休暇と育児参加休暇の取得について定期的に庁内掲示板に掲載し, 取得の促進を図った。 ・男女共同参画推進研修において, 産前休暇に入る職員に対し所属長との事前の面談が必要である旨課長級職員に周知した。	0	0	B	・子どもが生まれた男性職員のうち, 出産補助休暇と育児参加休暇の両休暇とも取得した者の割合73.7% ・令和2年度中に新たに育児休業を取得した職員23名(女性17名, 男性6名) ・介護休業を取得した職員0名 ・令和2年度の育児休業取得率 女性100%, 男性31.6% 男性職員の出産補助休暇, 育児参加休暇, 育児休業の取得率は昨年度より増加している。今後も引き続き, 育児休業等の制度周知を行い, 更なる取得率の向上に努める。 ※数値については市長部局の正規・再任用職員のみ	人事課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R2事業実施目標	R2事業実施実績	R2歳出予算額(千円)	R2歳出決算額(千円)	所管課評価	R2実施効果・課題	所管課
③就労機会の拡大、労働環境の改善などを各方面に働きかけ、女性が働きやすい条件と環境をつくりまします。		10	女性活躍に関する啓発・講座	女性活躍推進事業として、再就労等を目指す方が参加し、役立つ内容のパソコン講座や起業や地域活動にチャレンジする女性への個別相談、講座等を継続的に実施する。「女性のための出前チャレンジ相談」は本年は、3枠×4回(平日2回、土曜日2回)実施予定。	女性活躍推進事業として、女性活躍推進講座、就労準備講座等5講座を開催した(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、うち1事業は中止。前年度6講座実施)。「女性のための出前チャレンジ相談」は今年度は3枠×4回実施し、うち2回は土曜日に実施した(前年度3枠×3回、全て平日)。	612	73	B	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施事業数は減ってしまったが、一部オンラインでの講座・相談に切り替えるなどの対応を行うことで実施できた。「女性のための出前チャレンジ相談」は開催枠を増やし、土曜日にも実施しより多くの相談者に利用いただけるようになった。 ・申込者数が定員を下回ってしまう講座もあったため、講座テーマの選定、申し込みにつながるような周知、広報活動の方法について、検討が必要である。	人権・男女共生課
		11	女性パソコン講座	継続して実施する。	ワード・エクセルの基礎から、自治会等で活用できるチラシ作りや、エクセルの表作成等、女性のスキルアップのための講座を開催した。5講座開催(1講座あたり2時間×5回)計10時間参加者数:28人	115	120	B	受講者である女性の社会での活躍・貢献に役立つことができた。	上宮川文化センター
④性差別による暴力防止についての啓発を推進します。芦屋市DV相談室の相談機能の充実によってDV被害を防止します。DV被害者の早期発見・安全確保などの支援を警察・市・県等の関係機関が連携し行います。		12	DV、セクシュアル・ハラスメント、売買春等の女性に対する暴力をなくす運動	「女性に対する暴力をなくす運動」に関する事業を実施(11月予定)	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、市内全高校3年生(約1200人)にAV出演強要・JKビジネス等防止の啓発チラシ及びデートDV等の特集テーマとしたセンター通信「ウィザス」を配布した。	64	22	B	・高校生にデートDV等防止の啓発チラシとセンター通信を配布したことにより、若年層への直接的な啓発につながった。 ・配布するのみでは効果を図ることが出来ないため、学校への出張講座等の直接的な啓発方法も検討していく必要がある。	人権・男女共生課
		13	女性のためのDV相談	配偶者等からのDV相談・支援	配偶者等からのDVに関する相談件数は233件であった。(令和元年度は185件)	12,477	7,743	B	前年度より相談件数が増加しているが、理由としては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、DV被害が増加していることが考えられる。 相談につなげるために、DV相談室の周知が必要である。	人権・男女共生課
		14	緊急一時保護等の援護措置	配偶者等からのDV被害者が安心して生活できる場所の確保と自立を目指した支援を行う。	(生活援護課) R2年度中は新規でDV被害により施設入所に至った件数は0件であった。 (子育て推進課) 母子自立支援施設への入所は0件であった。	0	0	B	(生活援護課) R2年度中は新規でDV被害により施設入所に至った件数は0件であった。今後も必要な場合には措置を行う。 (子育て推進課) 関係機関との情報共有に努め、事案発生時の体制を確保しており、関係機関との連携によりいつでも対応できる体制を整えた。	生活援護課 子育て推進課
		15	DV被害者支援ネットワーク会議の開催	被害者支援のため庁内を含めた関係機関による連携を深める。ネットワーク専門部会については必要に応じて開催を検討する。	DV被害者支援で連携する際に、関係機関と情報の共有や秘匿について、連携を行った。 ネットワーク会議や専門部会については、開催していない。	0	0	C	ネットワーク会議や専門部会については、DV被害者支援の際に連携を行っており、特段開催をしていない。次年度以降開催する場合は、支援の内容ではなく、研修などを検討する必要がある。	人権・男女共生課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R2事業実施目標	R2事業実施実績	R2歳出予算額(千円)	R2歳出決算額(千円)	所管課評価	R2実施効果・課題	所管課
	⑤若年層に対するデートDVの予防に関する啓発活動を進めます。	16	刊行物による啓発	センター通信や若年層への啓発のためのデートDVに関するチラシなど、啓発パンフレット等を発行・配布	<ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市男女共同参画推進条例概要版パンフレットやホームページにデートDV啓発漫画を掲載した。 ・11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、市内全高校3年生(約1200人)にAV出演強要・JKビジネス等防止の啓発チラシ及びデートDV等の特集テーマとしたセンター通信「ウィザス」を配布した。 ・ホームページ上に「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の新規ページを作成し、デートDVや若年層の性暴力被害などに関する啓発を行った。 ・成人式において啓発パンフレットを配布した。 	9	22	B	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生に学校を通じてデートDV等防止の啓発チラシ等を配布したことでより直接的な啓発につながった。 ・ホームページ上で「女性に対するあらゆる暴力の根絶」のページを作成し、デートDVや若年層の性暴力被害について情報提供を行うとともに相談先の周知等を行った。 ・成人式では、啓発パンフレットを配布することで、多くの若年層にデートDVの理解を促すことができた。 	人権・男女共生課
	⑥市附属機関などの施策決定過程への女性の参画促進を図るとともに、女性の職業生活における活躍を推進するための取組を行います。	17	女性委員比率40%を目標に積極的な男女共同参画推進	市附属機関等における女性委員の割合を目標値(40%)まで増加させる。	市附属機関等における女性委員の割合がR2.4.1は36.1%となった。	0	0	C	平成31年度(35.3%)より女性委員の割合はやや上昇した。ただ計画策定時の目標値を40%としているため、今後も増加に向けて取り組む必要がある。	人権・男女共生課
3-2 子どもの人権	①子どもの権利条約、児童虐待防止法などについて、その意義と内容の周知・啓発を進めます。	18	子どもの権利条約の周知	年齢に応じた子どもの権利条約の冊子を配布	「子どもの権利条約」のリーフレットを保育所5歳児、幼稚園年長組、小学校6年生、中学校3年生に配布(2,427部)	0	6	B	子どもの人権について、児童生徒とその保護者に対して広く周知啓発を行った。また、学校での授業で教材として活用される等啓発が進んだ。	子育て推進課(こども係)
		19	いじめ・児童虐待防止啓発事業	<p>【いじめ防止】 教育委員会や市内の小中学校等関係機関と更なる連携を図り、いじめ防止啓発事業を継続実施することで、市内全域にいじめ防止意識を定着させる。</p> <p>【児童虐待防止】 児童虐待防止月間に「児童虐待防止」「いじめ防止」と「女性に対する暴力をなくす運動」の合同街頭キャンペーンを実施(11月予定)</p>	<p>【いじめ防止】 ・いじめ問題対策連絡協議会の実施(6月(書面開催)、11月) ・市内小中学校へ過去の受賞作品(標語等)を用いたポスターを配布し、掲示を依頼(7月) ・いじめ防止啓発事業「親子で考えよう!いじめ防止のロゴマーク」の募集(対象:市内在住・在学の小中学生)(8月~9月) ・市立小・中学校の児童生徒へ啓発チラシを配布(2月) ・応募した児童生徒へ参加賞(缶バッジ)を配布(2月) ・いじめ防止啓発事業の表彰式が中止となったため、各学校を通じて表彰(2月下旬~3月) ・いじめ防止啓発事業の展示会(2月~3月:阪神芦屋駅地下通路, 3月:北館1階展示スペース, 3月~5月:男女共同参画センター(分庁舎)1階展示スペース)</p> <p>【児童虐待防止】 11月の「児童虐待防止推進月間」に市内小中学校に在籍する全小中学生に、市が作成したこども向けの児童虐待防止の啓発チラシを配布。また、市内自治会に、市が作成した児童虐待防止の啓発チラシを配布。</p>	【いじめ防止】 300	263	B	<p>【いじめ防止】 いじめ防止啓発事業として「親子で考えよう!いじめ防止のロゴマーク」を募集し、応募した児童・生徒へ受賞作品を用いた缶バッジを配布した。表彰式は中止となったため、各学校を通じて表彰を行った。また展示会を開催し、市民全体に広くいじめ防止の啓発を行った。 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年と違う対応(会議の書面開催・街頭キャンペーン中止・表彰式中止)となったが、啓発ポスター・チラシを配布するなど、可能な範囲で啓発を行った。今後も引き続き、関係機関との連携方法の検討を行うとともに、学校現場におけるいじめの実態について、協議会委員や市民に対して情報提供を行う機会を持つ。</p> <p>【児童虐待】 新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、街頭キャンペーンは実施できなかったが、チラシの配布を行うことで虐待防止について周知・啓発することができた。</p>	子育て推進課(政策係)(子育て支援センター)

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R2事業実施目標	R2事業実施実績	R2歳出予算額(千円)	R2歳出決算額(千円)	所管課評価	R2実施効果・課題	所管課
②いじめの防止・早期発見については、「芦屋市いじめ防止基本方針」などに基づき、通報体制や相談体制の充実を図ります。また、児童虐待についても、「児童虐待防止法」に基づき、通報体制や相談体制の充実を図るとともに、学校等と関係機関との連携を強化します。		20	子育て(来所・電話)相談	子育てに対して不安等を抱える養育者に対し、窓口相談、また、子ども家庭総合支援室を利用できない時間帯(夜間・休日)にも電話で相談できる体制を整えることにより、子育ての負担等を軽減する。	相談件数 ・子育てセンター1,496件 ・夜間・休日電話(児童養護施設三光塾に委託) 延べ101件	572	509	B	子育てセンターを中心に、職員が積極的に話しかけ、相談のきっかけづくりを行ったことで、細やかに相談に応じることができた。	子育て推進課子育て支援センター
		21	家庭児童相談	子ども家庭支援員・虐待対応専門員が家庭の養育についての悩みや心配ごとの相談に応じる。また、子どもの虐待に関する相談・指導・訪問等適切な対応を行う。	相談件数：412件 うち児童虐待に関するもの 247件	15,433	15,737	B	保健センター・教育委員会等関係機関と連携をとり、支援が必要な児童の早期発見、対応を図った。	子育て推進課子育て支援センター
		22	いじめ問題対策審議会の運営	芦屋市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの対策の現状や事例を基に事実関係について審議し、いじめ問題に対する未然防止・早期発見や重大事態が発生したときの対応等について提言を受ける。	芦屋市いじめ問題対策審議会を2回開催(8月、3月) いじめ事案の分析や今後の対応について協議 適切な初期対応や組織対応、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を進めるよう助言を受けた。	277	171	B	初期対応が適切ではなかったため、問題が複雑化・長期化した事案が発生した。 校内において、組織的対応を徹底していき、芦屋市としても研修の機会を設けるなどの必要性がある。	学校教育課
		23	カウンセリングセンター相談事業	・カウンセリングセンターに業務委託し、児童生徒の健全育成及び保護者、教師のカウンセリングを行い、心身の安定を図るとともに、定期的に情報交換を行い、支援に当たる。 ・他の相談機関との連携を意識し支援の充実を目指す。 ・教育相談事業の更なる啓発や周知に努め、相談業務の質と量の充実を図る。	・芦屋市カウンセリングセンターに業務委託し実施した。(電話相談69件 面接相談87件) ・不登校担当者会や各小中学校の学校訪問を通じて、各相談機関との情報交換を行った。 ・他機関との連携を充実させるため、市相談機関での連絡会議を行った。 ・相談機関の一覧ポスターを各校に掲示することで、周知に努めた。	2,616	2,592	B	・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、「心のケア」が必要と考えられた。感染症拡大対策に留意し、相談業務を続けることにより、相談者の心の拠り所となった。 ・相談対象の高校生以上の割合が、全体の42%となっており、本事業を行うことでスクールカウンセラーへ相談できない年代への対応を行うことができた。	学校教育課
		24	打出教育文化センター教育相談事業	・教育相談連絡協議会を年2回程度開催して、市内の教育相談機関との連携を図っていく。	・教育電話相談 22回(昨年度：40回) ・専門相談員による面談 494回(昨年度：604回)	2,559	2,584	B	コロナ禍の影響で教育相談連絡会を開催できなかった。学校を含めて市内の教育相談機関が連携できるような体制づくりが必要である。	打出教育文化センター
		25	青少年愛護センター相談事業	青少年の問題全般について、電話、来所等による相談活動を実施する。	・相談件数9件、学業・進路に関する保護者からの相談が一番多かった。	0	0	B	青少年愛護センター職員(教育職)が対応しているため、学校との連携は取ることができる。今後、若者相談センターアサガオ、適応教室及び他の相談業務を行っている他の事業所との連携を取りながら対応を行う。	青少年愛護センター
		26	要保護児童対策地域協議会の運営	代表者会議年1回、実務者会議年4回以上、ケース検討会議を必要に応じて開催 児童虐待防止研修会を開催	要保護児童対策地域協議会での連携(子育て推進課主催)代表者会議1回、実務者会議3回、主要機関実務者会議3回開催し、配偶者暴力相談支援センターや県機関等と連携した。	0	0	B	法理解や実務者、担当者間の信頼関係により、複数の関係機関との連携による支援が実現した。	子育て推進課子育て支援センター

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R2事業実施目標	R2事業実施実績	R2歳出予算額(千円)	R2歳出決算額(千円)	所管課評価	R2実施効果・課題	所管課
③地域の協力や子育てグループの育成などを通じ、子育てを地域社会で支援することを促進します。		27	あい・あいるーむの実施	市内の公共施設を活用し、親子で気軽に立ち寄れる場所を提供する。民生委員・児童委員がスタッフとなり、相談・助言・情報提供を行う。保健センターと連携し、4ヶ月児健診の際に案内することで、利用者の増加を図る	新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、あい・あいるーむを実施することができなかった。	123	0	-	芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドラインに基づいた感染拡大予防対策を講じながら、地域で気軽に立ち寄れる居場所づくりを行っていく。	子育て推進課子育て支援センター
		28	自主活動グループの育成・支援	自主活動グループの育成・支援と交流の場の提供を行っていく。	自主活動グループ：7グループ 実施回数61回 延804人 グループ交流会：3回	110	0	B	グループ交流会を実施することでグループの情報交換ができた。また、各グループの活動に子育てセンターアシスタントが参加し、活動活性化のための支援を実施した。	子育て推進課子育て支援センター
④防犯・防災体制の充実、見守り活動の推進など、子どもにとって安全な地域・社会の実現に努めます。		29	地域主体の見守り活動	委員数や巡視回数が毎年増加の傾向にあり、その安定した運営が継続できるようにする。	育成愛護委員数217人。巡視回数400回。延べ参加人数2,664。各班集会（8班）月1回。市内合同パトロール及び三市合同パトロールは新型コロナウイルス感染症拡大により中止となった。班集会、役員会、街頭巡視は新型コロナウイルス感染症拡大により活動を縮小したため、前年度より減少となった。	3,639	3,639	B	青少年育成愛護委員によって日常的に街頭巡視活動（子どもの見守りや声かけ・通学路の点検・街路、公園等の点検等）が行われている。新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては活動を縮小することもあるが、市の青少年の落ち着いた状況を維持し、健全育成に貢献している。また、新型コロナウイルス感染症拡大により生活様式が変化し、戸惑う青少年の様子を日常的に見守っている愛護委員が、市の各会議にも参加し情報交換することで、各関係機関への情報共有にも貢献している。	青少年愛護センター
		30	安全教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 新規プレート「子どもを守る110番の家・店プレート」の周知に努め、新規掲示先を増やす。 防犯教室を継続実施し、児童生徒の危険回避などの意識向上に努める。 交通安全教室を継続実施し、自転車の乗り方や安全な歩行方法についての周知を図る。 精道中学校区の精道小学校、宮川小学校、打出浜小学校の通学路点検を実施し、危険箇所の改善に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 新規プレートを広報やホームページ、手紙等で広く周知を図った。 防犯教室の継続実施に取り組み、内容の充実を図った。 幼小中の交通安全教室の継続実施。 精道中学校区の精道小学校、宮川小学校、打出浜小学校の通学路点検を実施し、危険箇所の改善に努めた。 芦屋市安全プログラムに防犯教育を明記し、プログラムを改訂した。 	335	320	B	<ul style="list-style-type: none"> 新規プレートの新規開拓・周知を図った。 防犯教室を小学校3校で実施し、内容を深めることができた。 幼小中の交通安全教室の継続実施に取り組み安全意識向上を図ることができた。 精道中学校区通学路点検と緊急点検を実施し、危険箇所の改善を行うことができた。 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、防犯教室、交通安全教室の実施を見送った学校や学年があった。 	学校教育課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R2事業実施目標	R2事業実施実績	R2歳出予算額(千円)	R2歳出決算額(千円)	所管課評価	R2実施効果・課題	所管課
3-3 高齢者の人権	①関係機関との連携を密にし、財産侵害、虐待などの早期発見を図ります。権利擁護支援センターについての広報と相談体制の充実に努めます。	31	権利擁護推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 虐待対応にあたる職員に向けた研修を実施し、対応の質の向上を目指す。 施設従事者による高齢者虐待対応マニュアルを実務に即した内容へと改訂し、虐待対応がよりやりやすいものになるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年11月27日に行政職員向け権利擁護研修を実施。テーマ：「権利擁護支援と虐待」 講師：山内賢治（社会福祉法人神戸福生会）参加者：29人 令和2年12月10日（AM・PM）に5年以上の施設従事者対象に障害者虐待研修を実施。テーマ：「適切な支援とは？」～事業所内での障がい者虐待対策～ 講師：玉木幸則氏 参加者：29人 令和3年3月17日に養護者による高齢者虐待対応研修を実施。講師：福島健太氏（SIN法律労務事務所：弁護士）、田島啓子氏 参加者：23人 「養護者による高齢者虐待対応マニュアル」帳票集の改訂作業を行い、帳票集を完成させた。「養介護施設従事者等による高齢者虐待対応マニュアル」改訂作業を行うため打合せを計4回行った。 	24,382	23,017	B	<ul style="list-style-type: none"> 行政向け権利擁護研修では主に新任職員を対象に実施し、ケース支援において基本となる権利擁護の基礎知識を学びにつなげた。また障害者施設の従事者向けの虐待防止研修や、支援者向けの養護者による高齢者虐待の防止のための研修を実施し、虐待対応の知識について深める機会とした。課題としては、今後も継続した研修の実施が必要と考える。 「養護者による高齢者虐待対応マニュアル」や「施設従事者による高齢者虐待対応マニュアル」について、実務に即した内容へと改訂するための会議を重ね、帳票集を作成した。今後はマニュアルを用いた研修を実施し、対応マニュアルについて広め、虐待対応がよりスムーズにできるようにしていく必要がある。 	地域福祉課
		32	医療機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"> 「芦屋多職種医療介護ONEチーム連絡会」を継続し、課題に対する対応策を検討する。 「在宅医療推進協議会交流会」等を継続実施し、医療機関と市内の多職種との連携を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度在宅医療・介護連携支援センター相談件数：94件 芦屋多職種医療介護ONEチーム連絡会を計2回実施。課題の抽出、取組案の検討を行った。 在宅医療推進協議会交流会は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催できず。 	8,550	8,550	B	<ul style="list-style-type: none"> 「芦屋多職種医療介護ONEチーム連絡会」の開催により、在宅医療・介護連携に携わる関係団体、機関の感じている課題等を共有し取組を検討することができた。 今後も、交流会等の継続により、医療機関との連携強化や、「芦屋多職種医療介護ONEチーム連絡会」の活動において課題解決に向けた取組の実施・検討を行う必要がある。 	地域福祉課
		33	高齢者生活支援センターの機能強化	実践課題の実施と分析。さらなる地域課題の抽出と分析を行うべく、昨年度は1回の開催であった縦レビュー会議を半年に1回開催する。	<p>開催数は1回となったが、法律職等のSV（スーパーバイザー）に加えグループワークによりケース対応の見直しや改善を図るきっかけとなった。地域ケア会議においても専門家に参加してもらうことにより自立支援等について知識を高めることができた。</p> <p>地域ケア会議自立支援型実施実績 17回 参加人数 延べ142名</p>	900	297	B	<p>専門家からの助言やグループワークにより課題分析は進められているが、会議後の実践やアウトプット部分の効果等については成果は分析できていない。地域課題の解決に向けて進むように分析及び実践を繰り返していく必要がある。</p> <p>地域ケア会議自立支援型の積み上げの結果、地域課題として包括への早期相談、リハビリ職の活用、認知症早期受診、診断の啓発が挙げられた。来年度はこれらを実行できる体制づくりに取り組む。</p>	高齢介護課
		34	認知症初期集中支援事業	令和元年度の分析結果に基づき、事業のより効果的な運用に向けた取組のモデル実施を行い、その実施結果の評価を行うことで、対象者像や事業体制の見直しを検討する。	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度対応実績：5件（前年度5件） 各高齢者生活支援センターごとに、支援対象者に関する検討会を実施し、対象者の抽出と対応を実施した。 	5,387	4,230	B	<ul style="list-style-type: none"> チーム員間で対象者の抽出条件を検討・共有することができ、支援困難ケースに対して支援に向けたアプローチを開始することができた。 	地域福祉課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R2事業実施目標	R2事業実施実績	R2歳出予算額(千円)	R2歳出決算額(千円)	所管課評価	R2実施効果・課題	所管課
③自治会、自主防災会、民生児童委員などとも連携して高齢者を地域で見守り支援する体制づくりを進めます。		35	災害時の要援護者支援の取組	<p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急・災害時要援護者台帳等の名簿の更新及び説明を行い、日ごろの地域活動に活用いただく。 広報で緊急・災害時要援護者台帳を周知する。 引き続き、更新した緊急・災害時要援護者台帳及び要配慮者名簿の受渡しを実施する。 今後も災害時に助け合える地域づくりを進めていくため、福祉部局と防災安全課とで連携し、要配慮者名簿のあり方について検討していく。 <p>(地域福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急・災害時要援護者台帳の所持により、民生委員・児童委員が精神的に負担を背負っていることについては、防災安全課と福祉部内でどういった方法があるのかを随時協議していく。 民生委員・児童委員に対して、防災関連の研修を実施し、防災リテラシーの更なる向上を図る。 災害時ケアプランに関する業務を、具体的にどう進めていくのか、防災安全課と福祉部局で協議し実践につなげる。 <p>(高齢介護課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「緊急時ケアプラン」が今後どのように行われていくかが未定ではあるが関係団体の追加等も考慮し有効なものにしていく。 	<p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急・災害時要援護者台帳及び要配慮者名簿の更新、民生委員・児童委員等への受渡しを実施した。 緊急・災害時要援護者台帳における課題や今後の取り組み方針を関係課（高齢介護課、地域福祉課、防災安全課）で協議を行った。 <p>(地域福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員への防災に関する研修や災害時ケアプランの取組は、コロナ禍の影響により未実施 要配慮者名簿を地域での見守り活動に利用いただけるよう、関係課間で運用の見直しに向けての協議を重ねた。 <p>(高齢介護課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「緊急時ケアプラン」について関係団体の追加等も含めて、今後の方針について検討した。 <p>(障がい福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人を対象者とした災害時における個別支援計画の策定方法について、日頃障がいのある人の支援を行っている相談員の定例会である相談支援連絡会において、事業内容の説明を行った。 	0	0	B	<p>(地域福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> コロナ禍の影響で民生委員活動自体が今まで通りに実施できなくなっており、見守りの機能自体はコロナ以前と比較し後退した可能性がある。 今後も訪問に代えての見守りを工夫しながら活動を続けていただき、日ごろからの関係性作りに協力いただけるよう、民生委員・児童委員の活動のモチベーションを高める仕掛けが必要である。 要配慮者名簿にかかる運用の見直しの検討を通し、関係課間で連携の意識が向上した。 実効性のある運用の更なる検討と、運用の方向性が決まった後の実践に向け、引き続き連携していく必要がある。 <p>(高齢介護課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「緊急時ケアプラン」について、今後の方針について詳細な検討が必要となる。 <p>(障がい福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者台帳について、これまで課題となっていた事項は所管課での協議で整理を図ったが、システム改修等の新たな課題が出てきていることから、実際の運用見直しまでは至っていない。 相談員に対してモデル事業の説明を行ったが、具体的に個別支援計画の作成までは至っていない。 	地域福祉課 高齢介護課 障がい福祉課
		36	地域見守りネット事業	<p>気になる方を報告していただけるよう、報告事例について登録事業者へ発信する。</p>	<p>社会福祉協議会と打合せを行い、報告書を作成。連絡をいただいた事業所へ報告するもの。</p>	0	0	B	<p>実件数として、多くはない。年間数件であるが、関係機関とは連携をとり継続していくことが必要である。周知も必要である。</p>	高齢介護課
		37	地域発信型ネットワーク会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> 包括的な支援のしくみの構築に向けた取組の施行実施の結果を整理し、支援チームの運用について検討を進める。 小地域福祉活動をより活性化できるよう、地域支え合い推進員等と協力しながら、活動に多様なメンバーが参画できるように働きかけを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度地域発信型ネットワークに関連する会議への延べ出席者数：332名 小地域福祉ブロック会議において、「学習」の要素を取り入れた防災をテーマにしたプログラム実施した。 地域ケアシステム検討委員会4回、地域福祉推進協議会2回開催し、「気づき」のポイントチェックシートの作成等、地域発信型ネットワークの効果的な運用等について検討した。 65歳プロジェクトにて、高齢障がい者に対するシームレスな支援システムづくりのためのグランドルールを作成した。 	2,231	2,084	B	<ul style="list-style-type: none"> 相談につながるための「気づき」のポイントチェックシートを住民や専門職との意見交換を踏まえることで、様々な視点・分野に考慮したチェックシートを作成することができた。今後は、試行的に運用していきながら、より広い範囲での活用等について検討をしていく必要がある。 新型コロナウイルス感染症拡大のため、小地域福祉活動を行うことが困難であったが、今後はオンラインの活動等、実施方法について工夫しながら活性化していけるよう検討が必要である。 	地域福祉課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R2事業実施目標	R2事業実施実績	R2歳出予算額(千円)	R2歳出決算額(千円)	所管課評価	R2実施効果・課題	所管課
④支援が必要な高齢者の把握に努めるとともに、認知症に関する正しい知識の普及・啓発などを進めます。		38	認知症施策	①認知症についての啓発、居場所づくりをすべくさらなる面談を重ね情報を収集する。 ②サポーターの活躍の場について検討する。 ③認知症相談センター向けの研修が行えるようプログラムの構築を行う。 ④当事者の会を実施し、課題の抽出と実践計画を立てる。	①④9/21アルツハイマーデーにポスターを掲示し、啓発を行った。当事者の会を2回開催し、居場所作りにおいて課題抽出を行うことが出来た。若年性認知症対象にも検討を行い、当事者の家族へヒアリングを行い来年度につながる活動が出来ている。 ②若年性認知症の支援を検討する中で、ボランティアが必要となった。そこでサポーター(ステップアップ受講生)へ募集をかけることになった。 ③若年性認知症支援について社会福祉協議会と協働することが多く、認知症地域支援推進委員によりセンター向け研修プログラム検討準備を行うことが出来た。	6,120	6,120	B	①④実施することで本人、家族のニーズをとらえることが出来た。今後地域で継続して開催できるかが課題である。 ②サポーターの活躍の場を募集できる機会を作ることが出来た。今後は募集方法、マッチングが課題である。 ③若年性認知症支援について理解を深めることが出来た。認知症地域支援推進委員が年度ごとに変更になるため継続して取り組む際の引継ぎが課題である。	高齢介護課
		39	認知症サポーター養成等事業	年間受講者1,500人を目標とし、認知症地域支援推進員等と連携し、小・中学生を始めとする、様々な世代の受講者増加と地域活動へ繋がるような仕組みの構築を目指す。	・令和2年度受講者数：240名 ・キッズスクエアや小・中学校における福祉学習において認知症サポーター養成講座を実施し、小・中学生の受講者が77名であった。	1,510	1,424	B	・令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催の中止や延期により、受講者数が大幅に減少した。今後は、同様の状況になった場合にオンラインを活用した開催にする等、実施方法を検討する必要がある。 ・認知症に関する正しい知識を持つ人が増えることにより、認知症の人の見守りやサポートを行える人が増え、認知症の人やその家族が暮らしやすい地域づくりにつながっている。 ・今後は、より一層認知症に関する正しい知識の普及に向け、様々な世代の方に認知症サポーター養成講座を受講してもらい、地域での活動に繋がるよう工夫が必要である。	地域福祉課
		40	生きがい・社会参加促進事業	・高齢者バス運賃助成の現状を分析し今後の支援方法について検討する ・継続して高齢者が参加できる行事を開催する。	・高齢者バス運賃助成事業について、昨年度検討分析している。市長報告や議会報告も済んでいる。 ・新型コロナウイルス感染症拡大により行事は中止	141,784	61,724	B	具体的な方法について、再度報告書を更新する。阪急バスとも打合せを行い、次年度以降の運用方法を検討する必要がある。	高齢介護課
⑤元気な高齢者の社会参加と就労の機会を充実し、生きがいの増進に努めます。		41	シルバー人材センター支援	・継続してシルバー人材センターの運営費を補助する。 ・シルバー人材センターと定例会(年2回)を実施し、意見交換を行う。 ・9月(高齢者月間)に本庁舎の展示スペースにおいてシルバー人材センターの活動の周知を行う。	・継続してシルバー人材センターの運営費を補助した。 ・シルバー人材センターと定例会(年1回)を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大により中止 ・9月(高齢者月間)に本庁舎の展示スペースにおいてシルバー人材センターの活動の周知を行った。 会員数：1,114人(前年度から8人減少) 受注金額：4億5,267万円(前年度から1878万円減少)	20,000	20,000	B	・継続してシルバー人材センターの運営費を補助する。 ・シルバー人材センターと定例会(年2回)を実施し、意見交換を行う。 ・本庁舎の展示スペースにおいてシルバー人材センターの活動の周知を行う。	高齢介護課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R2事業実施目標	R2事業実施実績	R2歳出予算額(千円)	R2歳出決算額(千円)	所管課評価	R2実施効果・課題	所管課
	⑥交通施設・公共施設のバリアフリー化推進など、高齢者などすべての人にとってやさしく快適なまちづくりを進めていきます。	42	交通安全施設のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・転落防止柵等工事の実施。 箇所数：16箇所 施工延長：412m ・既存歩道の段差切下げによるバリアフリー化工事の実施。 箇所数：50箇所 ・交通安全対策として、啓発看板（巻きシート、路面シール等）を設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・転落防止柵等工事の実施 箇所数：7箇所 施工延長：82.2m ・既存歩道の段差切下げによるバリアフリー化工事の実施箇所。 箇所数：25箇所 ・交通安全対策として、啓発看板（巻きシート、路面シール等）を設置。 	36,527	14,029	B	<ul style="list-style-type: none"> ・旧規格や老朽化した交通安全施設（転落防止柵、ガードレール等）の改修及び新設並びに歩道切下げ部のバリアフリー化により、歩行空間の安全性向上につなげている。なお、近年の件費等の高騰により、1箇所あたりの施工金額が上昇していることから施工箇所数等が減少している。 ・巻きシート等啓発看板の設置数が増加することで、啓発効果の低下が懸念されることに加え、景観への影響や公共サイン計画との整合性が今後課題となる可能性がある。 ・啓発看板、巻きシートは電柱に設置しているが、無電柱化の進捗に伴い、啓発物の設置方法の検討が必要となる。 	道路・公園課
		43	公園施設のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の整備・施設改修の際には、施設の安全基準、移動円滑化基準に沿った改修を実施する。 ・松ノ内公園便所のバリアフリー化建替工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・潮見東公園のバリアフリー化改良工事（スロープ設置） ・松ノ内公園便所のバリアフリー化建替工事設計 	22,877	611	B	当初、令和2年度に松ノ内公園便所のバリアフリー化改修工事予定していたが、同公園内で芦屋市消防本部の防火水槽改修工事が令和3年度に予定されており、公園利用者の負担を減らすために令和3年度に工事を同時施工することとなった。また、便所の建替えにより、安全性・利便性の向上を図ることができるが、建替えには多額の費用を伴うため、その費用の捻出が課題である。そのような中、限られた予算内で潮見東公園のスロープ設置により車椅子利用者の公園へのアクセシビリティが向上した。	道路・公園課
		44	公共建築物のバリアフリー化	多目的トイレを設置した精道と西蔵のこども園の整備（多目的トイレのバリアフリー化率87.0%）および三条デイサービスにおける各所バリアフリー機能の改良	精道・西蔵こども園における多目的トイレを設置した施設を整備（多目的トイレのバリアフリー化率85.9%）し、三条デイサービスにおいて浴室などのバリアフリー機能について改良を実施した。	1,606,733	1,601,031	B	整備・改修した公共施設について、安全で利用しやすい施設となった。	建築課
3-4 障がいのある人の人権	①啓発活動や地域での交流活動などを充実し、障がいに対する差別意識や偏見をなくすため人権意識の高揚に努めます。	45	障がい理解のための啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・効果測定の方法について、引き続き社会福祉協議会と検討し、周知活動についても行っていく。 ・R2年度に障がい者差別解消関連条例の制定し、理解促進のための啓発事業を実施する予定。 	<ul style="list-style-type: none"> （障がい福祉課） ・9月議会において「芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」が制定され、令和3年1月1日より施行した。 ・障がい者差別解消ガイドブック「お互いを支えあい思いやるまちあしや」を作成した。 ・令和3年1月より、合理的配慮提供支援助成事業を開始し、市内事業者に事業の周知を図った。 （人権・男女共生課） 関係課、法務局、人権擁護委員と連携し、講演会を実施した。 ・人権週間・障害者週間記念講演会 内容：「あきらめない心」 参加者：107人 	26	432	B	<ul style="list-style-type: none"> （障がい福祉課） ・合理的配慮提供支援助成事業を開始し、市内の事業者にも周知を図ったが、助成事業の利用者がいなかったため、引き続き周知を図る必要がある。 ・障がい者差別解消ガイドブックを作成したが、配布先や活用方法等について引き続き検討する必要がある。 （人権・男女共生課） ・人権週間・障害者週間記念講演会 アンケート回収率：85.0% 講演を聞いて、人権問題について関心や理解が「大変深まった、少し深まった」とする回答が95.3%であり、本講演会が人権啓発事業として効果があった。 ・講演会において「芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」の周知を行うことができた。 	障がい福祉課 人権・男女共生課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R2事業実施目標	R2事業実施実績	R2歳出予算額(千円)	R2歳出決算額(千円)	所管課評価	R2実施効果・課題	所管課
②ノーマライゼーションやユニバーサルデザインの理念の一層の普及を図るとともにバリアフリー化などを進め、だれもが安心・安全・快適に暮らせるまちづくりをめざします。		46	交通安全施設のバリアフリー化 (NO.42の再掲)	(NO.42の再掲) ・転落防止柵等工事の実施。 箇所数：16箇所 施工延長：412m ・既存歩道の段差切下げによるバリアフリー化工事の実施。 箇所数：50 ・交通安全対策として、啓発看板（巻きシート、路面シール等）を設置。	(NO.42の再掲) ・転落防止柵等工事の実施 箇所数：7箇所 施工延長：82.2m ・既存歩道の段差切下げによるバリアフリー化工事の実施箇所。 箇所数：25箇所 ・交通安全対策として、啓発看板（巻きシート、路面シール等）を設置。	36,527	14,029	B	(NO.42の再掲) ・旧規格や老朽化した交通安全施設（転落防止柵、ガードレール等）の改修及び新設並びに歩道切下げ部のバリアフリー化により、歩行空間の安全性向上につなげている。なお、近年の件費等の高騰により、1箇所あたりの施工金額が上昇していることから施工箇所数等が減少している。 ・巻きシート等啓発看板の設置数が増加することで、啓発効果の低下が懸念されることに加え、景観への影響や公共サイン計画との整合性が今後課題となる可能性がある。 ・啓発看板、巻きシートは電柱に設置しているが、無電柱化の進捗に伴い、啓発物の設置方法の検討が必要となる。	道路・公園課
		47	公園施設のバリアフリー化 (NO.43の再掲)	(NO.43の再掲) 公園の整備・施設改修の際には、施設の安全基準、移動円滑化基準に沿った改修を実施する。 ・松ノ内公園便所のバリアフリー化建替工事	(NO.43の再掲) ・潮見東公園のバリアフリー化改良工事（スロープ設置） ・松ノ内公園便所のバリアフリー化建替工事設計	22,877	611	B	(NO.43の再掲) 当初、令和2年度に松ノ内公園便所のバリアフリー化工事を予定していたが、同公園内で芦屋市消防本部の防火水槽改修工事が令和3年度に予定されており、公園利用者の負担を減らすために令和3年度に工事を同時施工することとなった。また、便所の建替えにより、安全性・利便性の向上を図ることができるが、建替えには多額の費用を伴うため、その費用の捻出が課題である。そのような中、限られた予算内で潮見東公園のスロープ設置により車椅子利用者の公園へのアクセス性が向上した。	道路・公園課
		48	公共建築物のバリアフリー化 (NO.44の再掲)	(NO.44の再掲) 多目的トイレを設置した精道と西藏のこども園の整備（多目的トイレのバリアフリー化率87.0%）および三条デイサービスにおける各所バリアフリー機能の改良	精道・西藏こども園における多目的トイレを設置した施設を整備（多目的トイレのバリアフリー化率85.9%）し、三条デイサービスにおいて浴室などのバリアフリー機能について改良を実施した。	1,606,733	1,601,031	B	整備・改修した公共施設について、安全で利用しやすい施設となった。	建築課
		49	意思疎通支援事業	(消防本部) Net119システムを用いて市内に在住・在勤・在学の聴覚・言語障がい者の緊急通報の円滑化を目指す。 (障がい福祉課) ・NET119については当該障がいをお持ちの方への周知活動に努める。 ・読み書き支援員養成研修については、事業者との研修内容について調整していくと共に、受講者希望者への適切な周知に努めていく。 ・手話教室での学習内容を活かせるような環境の設定および、手話言語条例の周知啓発に努める。	(消防本部) ・Net119システム入電件数 0件 Net119登録者数 39人 (障がい福祉課) ・窓口に来られた障がいがある人に対して、NET119の周知を図った。 ・市職員の職員研修に位置づけた「意思疎通（読み書き）情報支援員養成講習会」を開催し、10人の参加があった。 ・「心がつながる手話教室」を開催し、延べ32人の参加があった。	983	192	B	(消防本部) Net119システムへの入電が少ないことから、内部の取扱い訓練を充実し、入電時の円滑な災害受信を行う必要がある。 (障がい福祉課) ・「意思疎通（読み書き）情報支援員養成講習会」については、当初2回講座を予定していたが、緊急事態宣言の発令に伴い、2回目の講座を開催することができなかったため、受講者へのフォローが必要である。 ・「心がつながる手話教室」を毎月開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止せざるを得ない月があったことにより、延べ参加人数は減少したため、参加者数を増やす取組が必要である。	消防本部 障がい福祉課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R2事業実施目標	R2事業実施実績	R2歳出予算額(千円)	R2歳出決算額(千円)	所管課評価	R2実施効果・課題	所管課
	③雇用の促進など、障がいのある人の自立と社会参加を推進します。	50	障がいのある人の就労支援	<ul style="list-style-type: none"> 複雑なケースに対応出来るよう、研修などに積極的に参加し相談員の資質向上を図る。 医療、福祉、教育、就労、司法など、多様なネットワーク支援を行う。 芦屋市役所チャレンジド雇用について、障がい福祉課以外で実施できるよう人事課と連携を図っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 芦屋市役所チャレンジド雇用については、例年4か月間の短期雇用の方を雇用していたが、令和2年度は会計年度任用職員として1年間の雇用とした。また、障がい福祉課以外の職場で障がいのある人が就労できるよう人事課と協議を行った。 保健福祉センター内の「阪神南障害者就業・生活支援センター」に、就労支援員を1名配置し、障がいのある人の就労支援を図った。 令和3年度に市役所本庁舎北館に開設されるカフェにおいて、障がいのある人が雇用されるよう関係機関と調整を図った。 芦屋特別支援学校の実習生を1名受け入れ、就労に繋がるようインターンシップを実施した。 	0	0	B	<ul style="list-style-type: none"> 市内の障がいのある人の就労については、「阪神南障害者就業・生活支援センター」及び市内相談支援事業所が中心になって支援しているため、引き続き関係機関と就労促進を図ることができるよう協議を重ねる必要がある。 例年実施されている関係機関とのネットワーク会議については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い実施できなかったため、WEBを利用した会議についても検討していく必要がある。 	障がい福祉課
	④障がい児の療育支援体制の整備を推進します。	51	療育支援の実施	円滑な事業運営が行えるよう、他の関係機関との連携の仕組みづくりを検討する。家庭療育支援講座の対象者を拡充する。	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉センターにおいて、機能訓練の必要な児童に対して、理学療法・作業療法・言語聴覚療法を実施した。また、水中運動による身体機能向上を目的とした水浴訓練を実施した。 訓練の方向性の検討と共に、障がいのある児童の課題について情報共有を図ることを目的とした療育支援会議を開催し、関係機関と連携を図った。 家庭療育支援講座については、家庭での子どもとの関わり方について、同じ悩みをもつ保護者の方や支援者とともに学び、一緒に考えていくペアレントトレーニングの講座を実施した。 	1,132	10	B	<ul style="list-style-type: none"> 訓練については、新型コロナウイルス感染症拡大期での中止等もあり、例年に比べ開催数は減っている。 療育支援に関する相談及び支援ニーズが増加しているため、発達障がいへの支援充実が求められている。また、各種健診を通じて発達の遅れや障がい疑われる乳幼児を早期発見し、療育や障がいに応じた訓練へとつなぐことができるよう、関係機関等と連携し支援体制のさらなる充実を図る必要がある。 家庭療育支援講座の受講対象者については、引き続き検討が必要である。 	障がい福祉課
		52	特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 個別の指導計画等を作成し、障がいのある子どもの発達段階や特性、教育的ニーズを十分に把握し、年間を通じて計画的に障がいのある幼児児童生徒の指導を行う。 特別支援教育コーディネーターを核として、各学校の教職員の特別支援教育への専門性を高めていく研修を行う。 特別支援教育支援員、介助員、看護員を学校園に配置し、医療的ケアを含め個別の支援の充実を図る。 福祉部局と連携し、放課後等デイサービスや児童発達支援事業所等に通う幼児児童生徒についての情報の共有を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育センター専門指導員による巡回指導、教育相談等を行った。(相談件数457件) 特別支援学級担当者だけではなく交流学級の教員も対象とした研修を行い、特別支援教育への理解と専門性の向上を図った。(コーディネーター会年1回、特別支援学級担当者会) 特別支援教育支援員、介助員を学校園に配置し、特別な支援を要する幼児児童生徒を支援した。また、医療的ケアが必要な幼児児童に対して看護師の配置体制を構築し、対応した。(R2.3月時点配置人数 幼稚園支援員10人、看護員2人、小中学校支援員12人、小中学校介助員15人) 福祉部局と連携して、福祉サービスの研修会を行った。 	73,504	69,857	B	<ul style="list-style-type: none"> 研修会を通じて、特別支援教育の専門性を高めることができた。 特別支援教育支援員、介助員を各校園に計画的に配置し、幼児児童生徒の支援を行うことができた。 医療的ケアが必要な幼児児童に対して看護師の配置を行い、安全に学校園生活を送るための支援を行うことができた。 特別支援学級在籍児童生徒や、通級指導、支援員による支援を希望する児童生徒が増加する中で、各校園や保護者からの教育相談にこたえるべく、さらなる連携強化と、特別支援教育センターの支援体制を充実させる必要がある。 	学校教育課
	⑤相談窓口の周知・啓発に努めるとともに相談拠点の充実を図ります。	53	障がい者相談支援事業	障がい福祉に関するポータルサイト「あしやねっと♪」のさらなる周知を図っていく。地域生活支援拠点における、「障がい者等緊急時サポートダイヤル事業」については、市内の相談事業の中心である芦屋市障がい者基幹相談支援センターと連携して実施していく。	<ul style="list-style-type: none"> 「あしやねっと♪」において、障がいに関する各種イベント・講座の周知、市内事業所・障がい団体等の紹介、「芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」・相談窓口の周知を図った。 「障がい者等緊急時サポートダイヤル事業」について、市内の相談支援機関及び短期入所事業所と連携を図り実施した。 	0	1,852	B	<ul style="list-style-type: none"> 「あしやねっと♪」については、アクセス数を伸ばすためにも、さらなる周知を図る必要がある。 「障がい者等緊急時サポートダイヤル事業」について、市内の相談支援機関及び市内事業所等とさらなる連携を図る必要がある。 	障がい福祉課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R2事業実施目標	R2事業実施実績	R2歳出予算額(千円)	R2歳出決算額(千円)	所管課評価	R2実施効果・課題	所管課
	⑥障がいに関する差別に関する相談や争い事などに対応するため、障害者差別解消支援地域協議会を設置し、ネットワークの構築を図ります。	54	芦屋市障害者差別解消支援地域協議会の設置	・条例案の提案まで各担当と法制担当含めた各担当と調整。 ・条例の周知啓発に向けた取り組みの実施等	・「芦屋市障害者差別解消支援地域協議会」については2回開催した。その中で、条例案に関する事、条例のガイドブック、コミュニケーションボードに関する協議を行った。	0	163	B	・令和2年度の協議会については、条例に関する事項が中心であったため、個別具体的な差別事象に関する協議をすることができなかったが、関係機関とのネットワークについては構築されている。引き続きネットワークの更なる強化に向け協議を重ねていく必要がある。	障がい福祉課
3-5 同和問題	①人権課題としての同和問題をより広く啓発して、すべての市民の理解を高めたい。人権啓発・住民交流の拠点施設である上宮川文化センターにおいては、より市民に親しみやすい講演会などの事業に取り組まします。	55	広報紙等による啓発	啓発事業において、平成28年12月に施行した部落差別解消推進法の周知を行う。	・部落差別解消推進法啓発チラシを「日々の生活と人権を考える集い2020」「芦屋市人権講演会」及び市内公共施設で配布・配架し、啓発を行った。 ・ひょうご人権ジャーナル「きずな8月号(同和問題)」を市内公共施設に配架し、啓発を行った。	0	0	B	継続して啓発・周知を行う必要がある。	人権・男女共生課
		56	講演会・映画会・展示会等の開催	上宮川文化センターにおいて、地域共生社会に貢献できる、誰もが親しみやすく来館していただけるようなイベントを実施する。	・児童センター映画会「チョっちゃん物語」参加者：41人 ・人形劇「ねこじゃらし」参加者：37人 ・人権啓発映画会ヒューマンライツシアター(全6回)参加者：225人 ・人権啓発展示会「北朝鮮人権侵害問題啓発週間 12月10日から12月16日」パネル展(12月4日から12月10日まで開催)参加者：14人	592	410	B	コロナ禍で、それぞれのイベントの人数制限があったにもかかわらず、参加者を得ることができた。今後も感染対策を万全に行ない、市民のニーズに沿った内容を検討、実施する。	上宮川文化センター
		57	差別発言・落書きなどに対する意識啓発	差別発言、落書きなどに対する意識啓発を行う。	・ひょうご人権ジャーナル「きずな8月号(同和問題)」を市内公共施設に配架し、啓発を行った。(再掲) ・インターネット・モニタリングを行い、差別表現の発見に努め、サイト運営者等に7件削除依頼を行った	0	0	B	インターネットの悪用による差別表現が見られるため、継続して啓発を行っていく必要がある。	人権・男女共生課
		58	戸籍謄本等の不正請求、不正取得に対する意識啓発	引き続き本人通知制度の周知を図るなかで、周知啓発を行う。	郵送での第三者請求の場合等に、本市で本人通知制度を実施している旨をお知らせする文書を同封して返送するなど周知を図ることで不正請求の抑止に努めた。	0	0	B	本人通知制度を実施していること自体が不正請求の抑止力となるので引き続き請求者への周知に努める。	市民課
	③住民票等の不正請求・不正取得により市民の人権が侵害されないよう、「本人通知制度」の周知と適正な運用を行います。	59	「本人通知制度」の周知	引き続き啓発グッズやチラシを作成し、人権啓発行事等の機会を通じて周知を図る。	啓発としてチラシを作成し、人権啓発行事等の機会に配布して周知を図った。	26	0	B	本人通知制度登録者の増加が、不正請求の抑止力を高めることに繋がるので、引き続き周知に努める。	市民課
60		「本人通知制度」の適正な運用	引き続き適正な運用に努め。登録者数の増加を目指す。	令和2年度末登録者数1,156人(前年度から73人増加した)	0	0	A	本人通知制度登録者の増加が、不正請求の抑止力を高めることに繋がるので、引き続き適正な運用を行うとともに周知に努める。	市民課	

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R2事業実施目標	R2事業実施実績	R2歳出予算額(千円)	R2歳出決算額(千円)	所管課評価	R2実施効果・課題	所管課
3-6 外国人の人権	①外国人に対する偏見や差別意識を解消するために、文化・生活習慣の多様性を尊重する人権意識の高揚についての教育・啓発を推進します。	61	多様性を尊重する人権意識の啓発	継続して、多様性を尊重する人権意識の啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ひょうご人権ジャーナルきずな7月号「多様性を認め合い、共に歩む社会をめざして」を市内公共施設に配架し、啓発を行った。 ・職員人権研修(外国人の人権)を開催「外国人住民とやさしい日本語 災害と多文化共生」受講者 45人 	0	25	B	継続して外国人に対する偏見や差別意識を解消するために、多様性を尊重する人権意識の啓発を行う必要がある。	人権・男女共生課 広報国際交流課
	②外国人への情報提供を充実するとともに、子どもたちも含めた異文化交流の機会を広げ、国籍を超えた相互の理解とコミュニケーションの向上を支援します。	62	英語版広報紙等の発行	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続きニュースレターを英語と優しい日本語の併記で発行する。英語とやさしい日本語併記のホームページを充実させる。 ・多言語情報配信クラウドサービスを導入し、9言語(英語・韓国語・中国語(繁体字)・中国語(簡体字)・タイ語・ベトナム語・インドネシア語・ポルトガル語・スペイン語)での情報配信に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニュースレターを2020年7月号で廃止し、多言語情報配信クラウドサービスを導入し、9言語(英語・韓国語・中国語(繁体字)・中国語(簡体字)・タイ語・ベトナム語・インドネシア語・ポルトガル語・スペイン語)での情報配信を開始した。 ・英語とやさしい日本語併記のホームページを充実させた。 ・希望者にやさしい日本語と英語のメール配信を試行開始。 	1,468	1,966	B	外国人住民に役立つタイムリーな情報をできるだけ多くの方に届ける。ホームページのサイト内検索は日本語しか対応していないので、英語版のホームページの内容を拡充することでより届けやすい情報の発信を目指す。メール配信を本格実施し、より細やかな情報発信に努める。	広報国際交流課
		63	モンテベロ市との姉妹都市交流	姉妹都市学生親善使節交換事業の実施。	コロナウイルス感染症対策のため実際の姉妹都市学生親善使節の渡航は中止し、オンライン交流を行った。	0	0	B	姉妹都市交流については、幅広い世代の市民への周知が必要。	広報国際交流課
		64	外国人への日本語学習支援教室の実施	指定管理事業(参加者数) ・指定管理者の実施計画による目標数値 日本語教室(大人対象)週4日全5クラス、1,500人(講師含む) 日本語教室(子ども対象)週1日全1クラス、308人(講師含む) 日本語ボランティア講師養成・ブラッシュアップ研修21人(講師含む)	指定管理事業(参加者数) ・指定管理者の実施計画による目標数値 日本語教室(大人対象)週4日全5クラス、1,096人(講師含む) 日本語教室(子ども対象)週1日全1クラス、202人(講師含む) 日本語ボランティア講師養成講座28人(講師含む) いずれも新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため一部中止により減少	0	0	B	引き続き、指定管理者と協力しながら、日本語教室を広報する必要がある。	広報国際交流課
		65		民間事業者に委託している。事業が適切に行われているかどうか、令和2年度の事業計画が適切に作成されるかどうか注視し、評価する。	日本語学級を26回実施、延べ187人が受講。	30	31	B	事業計画に基づき、日本語学級が適切に行われていることを評価する。	公民館
		66	国際理解教育の推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領に沿った指導と評価を引き続き研究する。 ・小学校外国語活動推進事業において、英語が堪能な地域人材を、小学校英語力アップ事業において、ALTを配置する。 ・初期日本語指導教室の運営について、支援方法の検討を続ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校外国語活動推進事業において英語が堪能な地域人材を、小学校英語力アップ事業において、ALTを配置した。 ・初期日本語指導教室の運営について、芦屋市帰国・外国人児童生徒支援連絡協議会において協議し、効果的な支援方法を探ることができた。 	35,794	16,699	B	<ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領に沿った指導と評価を引き続き研究する必要がある。 ・初期日本語指導教室の運営や、支援方法について継続して検討が必要である。また児童生徒の通級については、課題があり、対応が求められる。 ・日本語指導を必要とする児童生徒の数が増加傾向にあり、支援人材の確保・育成が急務である。 	学校教育課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R2事業実施目標	R2事業実施実績	R2歳出予算額(千円)	R2歳出決算額(千円)	所管課評価	R2実施効果・課題	所管課
③各種案内の多言語表記などの情報提供をはじめとして、外国人が暮らしやすい環境づくりを推進します。		67	各種案内の多言語表記	精道と西藏のこども園における多言語によるサイン表示の設置	精道中学校、精道と西藏のこども園において多言語によるサイン表示を設置した。	1,600,632	7,386,632	B	様々な方が施設を利用する際に有効なサインを設置できた。	建築課
		68		・相談窓口案内（抜粋）の英語版を作成（100部）	相談窓口案内を北館正面入り口横、お困りです課執務室前のラックに配置。	0	0	B	外国人の方についても、相談内容や話される言語等に応じて、市の相談窓口、県の外国人相談窓口を案内し、活用いただくことで問題の早期解決に努めた。	お困りです課
		69	窓口対応の充実	職員を対象に「やさしい日本語」研修を実施する。 通話による翻訳サービス（外国人県民インフォメーションセンター）などの庁内周知を行う。	・人権研修として「やさしい日本語」研修を実施。 参加者：45人 ・通話による翻訳サービス（外国人県民インフォメーションセンター）を庁内外外国人対応マニュアルに記載している。	0	0	B	引き続き、研修等を通じて「やさしい日本語」を、できる限り多くの職員に周知する。	広報国際交流課
		70	やさしい日本語表記	英語版広報紙「アシヤニューズレター」を引き続き「やさしい日本語」により発行。 職員を対象に「やさしい日本語」研修を実施する。	指定管理事業 潮芦屋交流センターで日本語学習者・ボランティア講師に火災・津波発生時の避難訓練を行った。（9人）	0	0	B	引き続き、災害時の外国人支援については、防災訓練や講座等を通じて市民への啓発を進めていく必要がある。	広報国際交流課
		71	三者間通話システムの導入	市のホームページや広報誌等を活用して外国人への周知を図り、通訳が必要な外国人からの119番通報受信時及び現場活動時の通訳要望に応え、コミュニケーションを図る。	平成28年度から三者間通話システムを導入。（英語、中国語、韓国朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語の5言語対応）通話依頼 2件	385	304	B	引き続き、職員への研修を実施するとともに、利用者である外国人への周知に努めていく。	消防本部
		72	災害時の在住外国人への支援	災害時の外国人支援のための講座の開催	指定管理事業 潮芦屋交流センターで日本語学習者・ボランティア講師に火災・津波発生時の避難訓練を行った。（9人）	0	0	B	引き続き、災害時の外国人支援については、防災訓練や講座等を通じて市民への啓発を進めていく必要がある。	広報国際交流課 防災安全課
		73	在住外国人の地域活動への参加	英語版広報紙「アシヤニューズレター」を通じて地域活動への参加を促す。また、多言語情報配信クラウドサービスを導入し、9言語（英語・韓国語・中国語（繁体字）・中国語（簡体字）・タイ語・ベトナム語・インドネシア語・ポルトガル語・スペイン語）での情報配信に努める。	・ニュースレターを2020年7月号で廃止し、多言語情報配信クラウドサービスを導入し、9言語（英語・韓国語・中国語（繁体字）・中国語（簡体字）・タイ語・ベトナム語・インドネシア語・ポルトガル語・スペイン語）での情報配信を開始した。（再掲） ・「はじめてのスペイン語講座」実施。市内在住外国人6人・日本人19人参加	1,468	1,984	B	多言語情報配信クラウドサービスの啓発に努める。 在住外国人の地域活動への参加を推進するため、情報提供等を充実する必要がある。	広報国際交流課
3-7 HIV 感染者などの人権	①各感染症についての正しい知識を普及するとともに、世界エイズデーやハンセン病を正しく理解する週間などを機にして、広報・講演会など幅広い教育・啓発を推進します。	74	広報紙等による啓発	ポスターの掲示、パンフレット等啓発媒体の設置を継続して実施する。	・新型コロナウイルス感染者やその家族、医療従事者等への誹謗中傷や差別の防止を啓発するため、市内中学1年生全員に啓発チラシと「ストップ！コロナ差別」の缶バッジを配布した。	0	0	B	新型コロナウイルス感染症患者等に対する差別に対して啓発を図るとともに、その他の感染症に対する知識。理解を深めるための啓発を継続して行う必要がある。	人権・男女共生課 健康課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R2事業実施目標	R2事業実施実績	R2歳出予算額(千円)	R2歳出決算額(千円)	所管課評価	R2実施効果・課題	所管課
3-8 犯罪被害者などの人権	①犯罪被害者等の人権について、広く啓発と周知を図るとともに、犯罪被害者等を支援していきます。	75	犯罪被害者等人権についての啓発	犯罪被害者等が置かれている状況や支援の重要性について理解を深めるために啓発活動を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 市役所の健康相談医を担当している医師を講師に招き、市職員向けの人権研修を開催し、医師の立場から犯罪被害者等支援についてお話しいただいた。(12月1日)参加者：22人 民間支援団体による犯罪被害者の無料電話相談案内と市の支援制度について広報紙に掲載した(1回) 	25	25	B	今後も継続して犯罪被害者等への支援の重要性について理解を深めるために研修を開催するなど啓発活動が必要である。	建設総務課 人権・男女共生課
		76	犯罪被害者等の支援	犯罪被害者等に対して、関係機関と連携して適切な支援を行う。	支援実績なし。	654	0	-	引き続き芦屋警察やひょうご被害者支援センターなどの関係機関との連携を継続していく。また、犯罪被害者を日常生活上支援していくために市役所内の特に福祉部門との緊密な連携が課題となっている。	建設総務課
3-9 刑を終えて出所した人の人権	①「社会を明るくする運動」や犯罪予防活動を通して、保護司の役割や周囲の人びとが社会の中で見守り支えていく更生保護について理解を深めるとともに、社会全体で支援していけるような地域社会の実現に向けて、啓発活動を充実していきます。	77	「社会を明るくする運動」などを通じた啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> 社会を明るくする運動を通し、周囲の人びとが社会の中で見守り支えていく更生保護について理解を深めるため、保護司会と連携し、市民の集いや街頭キャンペーンにおける呼びかけを強化する。 公立小中学校を対象として、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えたことや感じたことをテーマにした作文コンテストの周知を行う。 小中学生及び保護者に対する啓発の効果を高めるため、学校教育課や保護司会と連携し作文コンテストの実施方法を再検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、密集・密接を伴うイベントはすべて自粛したため未実施 日常生活の中で犯罪・非行防止について意識することが少ない小中学生に対して、社会を明るくする運動の趣旨を理解してもらうために、公立の小中学校へ啓発グッズの配布と作文コンテストの取組を実施したが、応募者は2人であった。 	531	266	C	<ul style="list-style-type: none"> 公立小中学生に社会を明るくする運動の啓発グッズを配布しているが、作文コンテストの応募者数から実施効果はあまり得られなかった。 作文コンテストの啓発方法や実施方法などを見直す必要がある。 昨年度はコロナ禍で接触を伴う啓発やイベント開催は見送ったため、特に効果は出ていない。今後はこのような中でもやり方を工夫して実施していけるよう、保護司会等と協議・検討する必要がある。 	地域福祉課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R2事業実施目標	R2事業実施実績	R2歳出予算額(千円)	R2歳出決算額(千円)	所管課評価	R2実施効果・課題	所管課
3-10 情報化に伴う人権侵害	①インターネットの適切な利用について、子どもを含めた教育・啓発活動を推進します。情報収集や発信における個人の責任や情報モラルについても理解を深めていく教育・啓発活動を進めていきます。	78	情報モラル教育の実施	(打出教育文化センター) ・情報モラル教育は、生徒指導上の問題と大きく関わることを共通理解して取り組む。学校教育課と連携を図る。 ・SNS利用等、情報モラルやリテラシーに係る内容について、教職員対象の研修をより充実したものにしていく。 (学校教育課) ・各学校で小学生を対象とした情報モラル育成授業を実施する。 ・SNS利用等、情報モラルやリテラシーに係る内容について、教職員対象の研修を積極的に実施する。 ・情報活用能力向上のための授業づくり研究を進める。 (人権・男女共生課) 法務局、人権擁護委員と連携し市内学校園においてスマホ・携帯安全教室を実施する。	(打出教育文化センター) ・コロナ禍の影響ですべての学校での実施は困難であったが、子どもが主体的に情報モラルについて考える(SNSやスマホの使い方等)機会を設けた。 ・打出教育文化センター主催の一般研修講座において「情報活用能力育成のための授業づくり」と題して鳴門教育大学 泰山 裕准教授にお越しいただき、これからの社会がどのように変化し、1人1台の学習用端末を授業にどのように活用していくのかについて全教職員悉皆の研修会を実施した。 (学校教育課) ・いじめアンケートの結果から、小学生の間にもSNS等でのトラブルが発生していることが確認されたため、「情報モラル」について、具体的な指導法を研究した。 (人権・男女共生課) 新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった。	50	0	B	(打出教育文化センター) ・情報モラル教育は、人権教育や生徒指導上の問題と大きく関わることを学校とも共通理解して取り組む。子どもが主体的に情報モラルについて考える場面を設ける。 ・芦屋市情報活用能力体系表を活用して、教育課程の中に情報モラル教育を明確に位置づけ、系統的な指導ができるようにする。 ・1人1台学習用端末を活用する際には、情報セキュリティ、著作権、情報収集・発信の際の注意事項等の指導を徹底する。 ・SNS利用等、情報モラルやリテラシーに係る内容について、教職員対象の研修をより充実したものにしていく。 (学校教育課) ・SNS利用等、情報モラル等について理解を深めることができた。 ・SNSの利活用と危険性を学び、トラブルの対応については、継続的に学んでいく必要がある。 ・授業において、情報モラル育成のため、どのように取り入れることができるかについて、考え、実践していく必要がある。	打出教育文化センター 学校教育課 人権・男女共生課
		79	啓発活動、研修会、講演会等の実施	・インターネットやスマホの急速な進展に対応して、保護者、青少年関係者の情報リテラシー(活用能力)や情報モラルが向上するように、今年度も研修会、啓発活動を実施していく。	新型コロナウイルス感染症拡大により、研修を実施できなかった。	30	0	-	新型コロナウイルス流行により、研修の実施が困難であったため、実績なし。今後は新型コロナウイルスの感染状況を考慮しつつ研修会を実施する必要がある。	青少年愛護センター
		80	人権の視点から適切な情報発信を行う	継続して、人権の視点に立ち、適切な情報発信を行う。	平成29年度に作成した職員向けのマニュアルの周知を行い、広報紙やホームページ等の作成にあたって、人権の観点から使用することが好ましくない用語を使用しないよう啓発を行った。	0	0	B	・法改正等により使用できない用語、使用することが好ましくない用語等の検証を随時行っていく必要がある。	広報国際交流課
3-11 性的少数者の人権	①性的少数者の人たちは、社会の無理解に苦しんでいることも多いことから、「性的指向」や「性自認」について、また、多様な性があることについて正しい理解が進むように啓発します。 性的少数者の人たちが、とくに教育や就労の場などで差別やいじめに結びつくことがないよう、広く啓発活動を進めます。	81	性的少数者に対する正しい理解の啓発	・性的少数者に対する正しい理解が進むよう啓発の機会を増やす。 ・芦屋市パートナーシップ宣誓制度の導入に伴いLGBTへの理解を深めるための講演会等を開催する。 ・広報紙における特集記事の掲載及び広報番組にて制度の周知を行うことでLGBTへの理解を深めるための啓発を図る。	・人権講演会を開催 内容：「LGBTを理解する～日本社会の中でマイノリティであること～」 参加者：62人(定員：60人) ・職員人権研修を開催 内容：「多様な性を理解する」～職員として必要なLGBTの知識～ 受講者：237人(令和元年度53人) ・LGBT電話相談カードを講演会等で配布し、相談窓口の周知啓発を行った。 ・「パートナーシップ宣誓制度」を開始し(令和2年5月17日)、広報あしやや広報番組にて市内外に幅広く制度を周知することでLGBTに対する理解を深めるための啓発を行った。パートナーシップ宣誓制度には、2組の宣誓があった。 ・阪神7市1町によるパートナーシップ宣誓制度の取組に関する連携協定の締結に向けて調整を行った。	443	467	A	・人権講演会 アンケート回収率：81% 講演を聴いて、人権問題について関心や理解が「大変深まった、少し深まった」とする回答が88.6%であり、本講演会が人権啓発事業として効果があった。 ・職員人権研修は、講義形式でなく研修用DVDを作成し、視聴する形式にしたところ前年度と比較し、受講者が184人増加した。 ・パートナーシップ宣誓制度の開始を広報特集記事や広報番組にて市内外に周知をすることで、市民に対してLGBTに関する理解を深めるための啓発につながった。	人権・男女共生課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R2事業実施目標	R2事業実施実績	R2歳出予算額(千円)	R2歳出決算額(千円)	所管課評価	R2実施効果・課題	所管課
	②性別違和を持つ人たちに配慮するため、公文書等における性別記載の調査を実施し、法令等の制約がない文書については、削除するよう進めます。	82	申請書等の不要な性別記載欄の削除。	<ul style="list-style-type: none"> 継続して、申請書等における不要な性別記載欄の削除を行う。 新規に作成する申請書等について、性別記載欄が不要なものは、性別記載欄を設けないようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 性別記載欄の削除が可能な申請書等において、性別記載欄の削除を行った。 削除可能な申請書等 58件 削除済：53件（削除率：91.4%） 令和元年度 削除可能な申請書等 52件 削除済：39件（削除率：75.0%） 	0	0	A	<ul style="list-style-type: none"> 継続して削除依頼を行ったところ昨年度と比較して、削除した申請書等の件数が増えた。 未対応のものについて、引き続き進捗管理を行っていく必要がある。 	人権・男女共生課
3-12 その人権問題	①アイヌの人々の民族としての歴史・文化・伝統及び現状に関する認識と理解を深めていくため、関係機関等と連携し、教育・啓発活動を進めます。	83	アイヌの方々の歴史や現状に関する認識と理解を深める啓発	アイヌの方々の相談窓口の周知をはじめ、歴史や現状に関する認識と理解を深める啓発を行う。	(公財)人権啓発センターが実施するアイヌの方々の相談事業についてポスターやチラシによる周知を行った。	0	0	B	ポスターやチラシでの啓発にとどまっている。民族としての伝統や現状の認識、理解の具体的啓発を考える必要がある。	人権・男女共生課
	②北朝鮮当局による拉致問題は、喫緊の国民的課題であり、この問題についての正しい知識の普及を図り、関心と認識を深めていく啓発活動を推進します。	84	北朝鮮当局による拉致問題についての関心と認識を深める啓発	「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」における啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 北朝鮮人権侵害問題啓発週間パネル展示・アニメめぐみ上映（12月6日～10日） 法務省作成の啓発週間ポスターの公共施設での掲示 ホームページに啓発週間の趣旨等を掲載し啓発を図った。 	0	0	B	啓発週間にパネル展示・アニメめぐみ上映をし、市民に対して効果的な啓発を行うことができた。	人権・男女共生課
	③ヘイトスピーチ、ワーキング・プア*、ブラック企業*など新たな課題に対して、実態を把握するとともに、人権の視点から対応の検討を進めます。	85	新たな課題に対する市民の理解の促進	ヘイトスピーチを中心にポスターの掲示などを通じ、周知・啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 法務省作成の啓発ポスターの掲示 日々の生活と人権を考える集い2020及び人権講演会にて啓発チラシの配布 	0	0	B	新たな人権課題に対する取組を積極的に周知し、啓発を行っていく必要がある。	人権・男女共生課

第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針進行管理調査表

○地域・事業所・その他の場や機会の人権教育・人権啓発の方向性に沿った進行管理										
地域・事業者・その他の場	方向性	NO	事業内容	R2事業実施目標	R2事業実施実績	R2歳出 予算額 (千円)	R2歳出 決算額 (千円)	所管 課 評価	R2実施効果・課題	所管課
4-3 地域	①社会教育関係機関・団体、芦屋市人権教育推進協議会との連携を深め、学習・啓発の機会を充実します。	1	関係団体との連携による事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 芦屋市人権教育推進協議会の自主的な活動がより円滑に、かつ充実するよう支援する。 芦屋市人権教育推進協議会全体会・分科会がより充実するよう活動を支援する。 	芦屋市人権教育推進協議会の自主的な活動がより円滑に、かつ充実するように、定期総会・全体協議会及び研究大会の準備等、活動の支援を行った。	1,119	907	B	芦屋市人権教育推進協議会の円滑な運営のための支援を行うことができた。	生涯学習課
		2	関係課及び人権擁護委員等と連携し、講演会を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 関係課、法務局、人権擁護委員と連携し、講演会を実施した。 人権講演会 内容：「LGBTを理解する～日本社会の中でマイノリティであること～」 参加者：62人 人権週間・障害者週間記念講演会 内容：「あきらめない心」 参加者：107人 	<ul style="list-style-type: none"> 人権講演会 アンケート回収率：81.0% 講演を聴いて、人権問題について関心や理解が「大変深まった、少し深まった」とする回答が88.6%。 人権週間・障害者週間記念講演会 アンケート回収率：85.0% 講演を聴いて、人権問題について関心や理解が「大変深まった、少し深まった」とする回答が95.3%。 上記の結果から、いずれの事業も人権意識の啓発について効果が見られた。 	928	714	B	人権・男女共生課	
		3	人権週間啓発事業	法務局、人権擁護委員と連携して人権週間啓発事業を実施	人権週間記念事業「日々の生活と人権を考える集い2020」として記念講演会を開催した。当日は、法務局、人権擁護委員と連携し、人権啓発リーフレットや啓発グッズ等を配布し、啓発を行った。。	484	330	B	人権週間記念講演会の開催にあわせて、人権擁護委員と連携し、人権週間や相談先を記載したリーフレットや啓発グッズ等を配布することで、より効果的に市民に啓発を行うことができた。	人権・男女共生課
		4	人権教室	法務局、人権擁護委員と連携し市内学校園において人権教室を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 人権擁護委員がDVDや紙芝居等を用いて、子どもたちに、「思いやりの心」「いのちの大切さ」を楽しくわかりやすく学んでもらうことを目的に授業を行った。 西山幼稚園 61人 市内小中学校でのスマホ・携帯安全教室は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった。 	それぞれの発達段階に応じた人権教育を行うことで、思いやりの心、命の大切さを学ぶことができた。	0	0	B	人権・男女共生課
		5	社会福祉施設、特設人権相談	関係課及び人権擁護委員と調整をして社会福祉施設を決定し、特設人権相談を実施する。	新型コロナウイルス感染拡大の影響により実施できなかった。	0	0	-	—	人権・男女共生課

地域・事業者・その他の場	方向性	NO	事業内容	R2事業実施目標	R2事業実施実績	R2歳出 予算額 (千円)	R2歳出 決算額 (千円)	所管課 評価	R2実施効果・課題	所管課
	②出前講座の推進など、自治会などが実施する啓発・学習活動に対する場所や機会の提供、交流の促進などを通じて、地域における人権意識の向上と地域の教育力を高めます。	6	生涯学習出前講座の案内、募集、実施	生涯学習出前講座、あしや学びあいセミナー及び社会教育関係団体公募提案型補助金制度を引き続き円滑に実施し、生涯学習の推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習出前講座の実施（7件） 社会教育関係団体公募提案型補助金制度の実施（交付決定2件） 	500	77	B	あしや学びあいセミナー及び社会教育関係団体公募提案型補助金制度を円滑に実施することができた。今後は、2つの制度の更なる周知を行い、より地域の教育力を高める必要がある。	関係課（生涯学習課）
	③地域での行事・イベントなどの場と機会を活用した啓発活動を推進します。	7	地域の行事、イベントなどの場を活用した啓発活動	・成人式で人権啓発グッズを作成・配布し、人権意識の浸透を図る。	人権啓発グッズの作成・配布 約750人分	85	83	B	・成人式で人権啓発標語入りグッズを作成・配布し、新成人に人権意識の浸透を図ることができた。	関係課（生涯学習課・人権・男女共生課）
	④地域で人権教育・人権啓発を推進する指導者の養成に取り組みます。	8	人権啓発リーダーの養成講座の実施	開催場所、時期、市民のニーズにあった内容、対象者、事業名の検討とともに、大きな効果を得られるよう実施する。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、未実施。	105	0	-	-	上宮川文化センター
4-4 事業所	①経営者などに対し、特に人権に関わる法令順守について啓発します。研修会の開催など人権教育・啓発の実施を呼びかけるとともに、講師などの人材紹介、施設・情報・教材の提供などの支援を行います。	9	事業所人権研修の実施	他市、他団体と連携し啓発を実施したり、法改正など、社会情勢に合わせて啓発資料を作成、配布する。	<ul style="list-style-type: none"> ①令和2年10月16日「ワーク・ライフ・バランスシンポジウム～テレワーク導入によるワーク・ライフ・バランスの推進～」を開催 <ul style="list-style-type: none"> 共催：芦屋市、西宮市、尼崎市、兵庫県、各市商工会等 会場：尼崎商工会議所 ②「働き方改革」に関するチラシを作成し、芦屋市商工会会報誌に同封するなどして啓発を実施 <ul style="list-style-type: none"> 商工会会報誌同封 1,000部 関係機関への配布 200部 	53	6	B	シンポジウムは、企業の人事担当者、厚生担当者、中小企業者などを中心に70人の参加があった。今後も、その時々の人権課題に合わせたテーマでの事業実施及び啓発が必要だと考える。	地域経済振興課 人権・男女共生課
		10	福祉施設における特設人権相談所開設（NO.5の再掲）	（NO.5の再掲） 関係課及び人権擁護委員と調整して社会福祉施設を決定し、特設人権相談を実施する。	（NO.5の再掲） 新型コロナウイルス感染拡大の影響により実施できなかった。	0	0	-	—	人権・男女共生課

地域・事業者・その他の場	方向性	NO	事業内容	R2事業実施目標	R2事業実施実績	R2歳出 予算額 (千円)	R2歳出 決算額 (千円)	所管 課 評価	R2実施効果・課題	所管課
4-5 其 他 の 場 や 機 会	①阪神地域など広域的な観点に立った教育・啓発活動を図ります。またこの一環として、情報の共有や広報媒体・教材の共同開発、啓発セミナーの共同実施などに取り組みます。	11	広域的な人権教育・啓発等の実施	講演会等の案内を阪神間の自治体にも周知し、連携を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ宣誓制度を導入をきっかけに実施した人権講演会の案内を阪神間の自治体に行い周知を図った。 ・阪神7市1町によるパートナーシップ宣誓制度の取組に関する連携協定の締結に向けて調整を行った。 	0	0	B	人権に対する理解が深められるよう、阪神間の自治体と連携し、啓発を行っていく必要がある。	人権・男女共生課 人事課
		12		人権を身近に考えられるような講座内容にて実施する。	(NO.8の再掲) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、未実施。	105	0	-	-	関係課（上宮川文化センター）
	・公職にある人、地元出身で知名度の高い人など人権の実現に影響を与える人びとへの教育・啓発への協力依頼などを図り、効果を高めます。	13	公職にある人、地元出身で知名度の高い人等による人権教育・啓発の実施	公職にある人、地元出身で知名度の高い人等による人権教育・啓発を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・日本で初めて同性パートナーシップ証明書を取得された東小雪氏（元タカラジェンヌ）を講師としてお招きし人権講演会を開催した。 内容：「LGBTを理解する～日本社会の中でマイノリティであること～」 参加者：62人（定員：60人） ・日本初の義手の看護師で、北京・ロンドンパラリンピック競泳日本代表の伊藤真波氏を講師としてお招きし人権週間・障害者週間記念講演会を開催した。 内容：「あきらめない心」 参加者：107人 	1,277	714	B	(NO.2の再掲) <ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会 アンケート回収率：81.0% 講演を聴いて、人権問題について関心や理解が「大変深まった、少し深まった」とする回答が88.6%。 ・人権週間・障害者週間記念講演会 アンケート回収率：85.0% 講演を聴いて、人権問題について関心や理解が「大変深まった、少し深まった」とする回答が95.3%。 上記の結果から、いずれの事業も人権意識の啓発について効果が見られた。	人権・男女共生課
	②市の広報紙を中心に、ホームページ、広報チャンネル、まちナビ、広報掲示板をさらに活用した啓発活動を推進するとともに、特徴あるイベントで各種のマスメディアを効果的に活用します。	14	広報媒体、マスメディアを活用した啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、広報番組にて、芦屋市パートナーシップ宣誓制度について周知する。 ・SNSを活用した啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「パートナーシップ宣誓制度」の開始（令和2年5月17日）について、広報あしやや広報番組にて市内外に幅広く制度を周知するとともにLGBTに対する理解を深めるための啓発を行った。 ・北朝鮮人権侵害問題啓発週間パネル展示・アニメめぐみ上映（12月6日～10日）について広報等に掲載し、北朝鮮当局による拉致問題についての関心と認識を深める啓発を行った。 ・ホームページで新型コロナウイルス感染者やその家族、医療従事者等への誹謗中傷や差別の防止啓発を行い、あわせて法務局の人権電話相談や特設人権相談等の相談先の周知を行った。 ・毎月のLGBT電話相談について、広報、ホームページ等に掲載し、LGBTに対する理解を深めるための啓発を行った。 	0	0	B	パートナーシップ宣誓制度の開始を広報特集記事や広報番組にて市内外に周知することで、市民に対してLGBTに関する理解を深めるための啓発につながった。	広報国際交流課 関係課（人権・男女共生課）

地域・事業者・その他の場	方向性	NO	事業内容	R2事業実施目標	R2事業実施実績	R2歳出 予算額 (千円)	R2歳出 決算額 (千円)	所管課 評価	R2実施効果・課題	所管課
○市職員等への教育・啓発										
5-1 職員の意識向上	①職務に応じ人権意識を高める研修の充実に努めるとともに、人権をテーマとした講演会・研修会への参加を促すことで人権意識の高揚を図ります。	15	人権に関わる研修	・人材育成実施計画（平成30～33年度）に基づき、人権意識を高める研修を実施する。 様々な人権問題をテーマに研修を実施する。	（人権男女共生課・人事課） ・職員人権研修（LGBT研修） 「多様な性を理解する」～職員として必要なLGBTの知識～ 受講者 237人 ・職員人権研修（外国人の人権） 「外国人住民とやさしい日本語 災害と多文化共生」 受講者 45人 ・職員人権研修（ネット社会と人権） 「転落へのクリック～え？まさか犯罪者に～」 「インターネットと人権～加害者にも被害者にもならないために～」 受講者 118人 ・人権講演会 「LGBTを理解する～日本社会の中でマイノリティであること～」 参加者 15人 ・日々の生活と人権を考える集い 2020 講演「あきらめない心」・バイオリン演奏 参加者 20人 （上宮川文化センター・人事課） R2.10.15 令和2年度新任職員に対して人権研修、施設案内を行った。 （障がい福祉課・人事課） ・障害者差別解消法で規定されている合理的配慮の提供を適切に行うことのできる職員を要請する目的で、技術系職員に対して、障がい理解に関する研修を実施し、29人の参加があった。 ・視覚に障がいがある人への意思疎通（読み書き）支援員養成研修を実施し、10人の参加があった。 ・心つながる手話教室を実施し、延べ32人の参加があった。 （建設総務課・人事課） 犯罪被害者等支援研修 「犯罪被害者の心の傷～被害者支援のために～」 参加者22人	557	958	B	（人権・男女共生課・人事課・建設総務課） 職員人権研修の実施にあたり、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、講義形式以外の方法を検討していく必要がある。 （障がい福祉課） ・「意思疎通（読み書き）情報支援員養成講習会」については、当初2回講座を予定していたが、緊急事態宣言の発令に伴い、2回目の講座を開催することができなかったため、受講者へのフォローが必要である。 ・「心つながる手話教室」を毎月開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止せざるを得ない月があったことにより、延べ参加人数は減少したため、参加者数を増やす取組が必要である。	人権・男女共生課 人事課 上宮川文化センター 障がい福祉課 建設総務課
		16	講演会、研修会への参加促進	市が主催する研修や講演会のほか、関係団体が主催する講演会への参加を促進させる。	・研修を実施する際には、職員用の庁内LANの掲示板に研修案内を掲載し、研修を周知するとともに、庁議、課長級へのメール配信によって、職員の研修参加を呼び掛けた。	0	0	B	新型コロナウイルス感染症の影響により講義形式の研修や講演会が実施できなかったことから研修等の実施方法を検討していく必要がある。	人事課 人権・男女共生課

地域・事業者・その他の場	方向性	NO	事業内容	R2事業実施目標	R2事業実施実績	R2歳出 予算額 (千円)	R2歳出 決算額 (千円)	所管課 評価	R2実施効果・課題	所管課
	②管理職は人権感覚を習得するとともに所属職員の人権に対する理解を深めることを目的として、すべての部署において施策・事業ごとに人権課題の整理を行い、職場単位での自己啓発や研修の充実に取り組みます。各職場での人権意識を高めるため、そのリーダーとなる人権啓発・研修担当員の設置について検討します。	17	職場人権研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して各職場に人権リーダーを設置し、職場人権研修を行う。 ・様々なテーマで研修ができるよう職員人権研修や講演会等の参加を促進させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主な人権課題からテーマを選定し、職場単位で研修を実施した。(令和2年6月～令和3年3月) また、職員人権研修や講演会等への参加を促進させたことで1つのテーマだけでなく複数のテーマで研修を実施した職場もあった。 	0	0	B	<ul style="list-style-type: none"> ・職場単位で実施し、意見を出し合うことにより職場全体で人権について考える機会となり、意識の向上につながった。 ・今後は、各職場の業務に沿った人権課題を取り上げて、効果的な研修につなげる。 	人権・男女共生課 人事課
	③セクシュアル・ハラスメント*、パワー・ハラスメント*の問題をはじめ、さまざまな職場の人権問題に対して迅速かつ効果的に対応できる庁内体制を充実します。また、各部署におけるコミュニケーションを高めるとともに、明るく働きやすい職場環境をつくりまします。	18	学校内のセクシュアル・ハラスメント防止対策	引き続き、ハラスメントのない職場環境づくりに努めるとともに、教職員が気軽に相談できる体制づくりに努める。	市教委より配布の「ストップ・ザ・ハラスメント」と県教委配布のチラシ「NOハラスメント」を活用し、悩みを1人で抱え込ませず、相談しやすい体制づくりに努めた。また、各校の管理職と相談窓口担当に対してハラスメント研修を行った。	0	0	B	(効果)各校にて管理職自ら校内研修を行うことにより、ハラスメント抑止につながっている。 (課題)同僚同士で相互理解に基づき各々がより円滑なコミュニケーションを行っていくとする意識が高い状態を維持すること。	教職員課
		19	庁内におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・「ストップ ザ ハラスメント」のリーフレットを作成し、職員に配布し、周知を図る。 ・事案に的確に対応できるスキルを習得できるよう、管理監督職、課員を対象に「ハラスメント対策研修」を実施する。 ・セクシャルハラスメント相談員を対象に「ハラスメント相談員研修」を実施する ・人事部局の職員を対象に「ハラスメント対応検討会」を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ストップ ザ ハラスメント」のリーフレットを作成し、職員に配布し、周知した。 ・ハラスメント防止研修を対象者ごと(部長級以上、管理監督職、課員、新任職員)に実施した。 ・集合研修「ハラスメント防止研修」を受講できなかった職員を対象に厚生労働省のハラスメント防止啓発動画を視聴実施 ・ハラスメント相談員を対象とした「ハラスメント相談員研修」を実施した。 ・ハラスメント対応検討会については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施しなかった。 	6,548	7,051	B	全ての職員を対象にハラスメント防止の啓発ができた。	人事課

地域・事業者・その他の場	方向性	NO	事業内容	R2事業実施目標	R2事業実施実績	R2歳出 予算額 (千円)	R2歳出 決算額 (千円)	所管課 評価	R2実施効果・課題	所管課
5-2 特定職業従事者の意識向上	①教職員については、園児・児童・生徒それぞれの発達段階に対応した人権研修を進めるとともに、家庭や地域との連携のもとに人権課題の解決に積極的な役割を果たすことを推進します。	20	計画的な人権研修	<ul style="list-style-type: none"> 各学校において人権教育全体計画及び年間指導計画を整備し、計画に沿った実践を深めていく。 今日的な人権課題について、各学校で取り組み実践をし、教職員の資質向上に向けて取り組みを進めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 各学校の人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、計画に沿った実践を深めることができた。 新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識や感染者や濃厚接触者等に対する誹謗・中傷など差別的な言動をしないように児童生徒への人権意識を高める取り組みを進めた。 	154	59	B	<ul style="list-style-type: none"> 今日的な人権教育に関する教職員の資質・能力の向上を目指した取り組みを深めていく必要がある。 	学校教育課
		21	課題別研修	<ul style="list-style-type: none"> キャリアステージに合わせた人権研修を実施する際には、教員のニーズや現状をよくふまえた上で適切なテーマや課題設定をおこなう。 若手教員に対して同和問題をはじめ、人権問題について学べる機会をセンターが設けると共に各校でおこなっている校内人権研修会を充実させるための支援をおこなう。 	<ul style="list-style-type: none"> 「不登校児童生徒の支援の在り方について」と題して関西学院大学 米山直樹教授にお越しいただき、生徒指導担当者を中心に実態に応じた対応を行うための具体的な視点や方法についての講演を聞き、児童生徒理解に努めた。23人参加 初任者研修において「同和問題」に焦点をあてた研修会を実施した。新任教員等10人参加 	100	25	B	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍の影響で実施予定の研修を中止せざるをえなかった。また、休校措置の影響で子どもたちの学習時間確保が最重要課題になり、各校で教員の校内研修会に時間を費やすことが困難な状況であった。 同和問題は、各学校で取り組んでいる人権教育の中でも特に温度差が大きい。教員の年齢構成にもよるが、特に若手教員が学べる機会を充実させていく必要がある。 	打出教育文化センター
		22	プライバシー保護の徹底、相談業務に関する研修の実施	継続して実施する。	保健福祉センター内に従事している委託業者は業務委託を受ける際に芦屋市個人情報保護条例及び同条例施行規則を遵守する内容の誓約書を契約元の所管課へ提出している。契約を取り交わす際に委託元の所管課から個人情報の取り扱いについて説明がされている。	0	0	B	委託業者として個人情報の保護に対して遵守しているが、保健福祉センター従事者一人一人の意識向上及び具体的な行動へつなげられるよう、館内の業務連絡会を通じて注意喚起に努めたい。	関係課(福祉センター)
23	②福祉関係者、医療・保健関係者、消防職員については、市民の健康・生命や財産に接する機会が多いことから、プライバシー保護への配慮を徹底するとともに、相談業務などにおいて相談者それぞれが相手の立場に立った適切な対応が行えるよう、研修を充実します	23	庁内外の研修等に参加し、職員の人権意識啓発を目指す。	アルコール依存症に苦しむ人への支援に関する研修や、救護施設における自立支援の研修に参加するなど、被保護者との関連が想定される研修に複数の職員が参加した。	0	0	B	研修に参加した職員が課内で学んだことを共有することで課として人権意識の高まりがみられた。	関係課(生活援護課)	
24	③私立学校、各種学校等や民間の医療施設、福祉施設等に対しては、関係者に対する人権意識を高めるための研修や教育の充実を促します。	24	関係機関への研修の実施	引き続き地域移行の可能性を探り、本人の意向を汲み取る。	入院、入所先への訪問や施設関係者と情報提供を行い、被保護者の処遇や生活状況の確認・支援を行った。必要に応じて支援者とのカンファレンスへの参加を行った。	0	0	B	本人の意向や生活実態を確認し、地域移行を含めた生活状況の見直しを検討した。	関係課(生活援護課)